

国立大学法人東京農工大学政府調達事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 契約担当役(国立大学法人東京農工大学会計規則(以下「会計規則」という。)第4条に規定する契約担当役をいう。以下同じ。)は、その事務につきこの規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるときは、契約規程第6条第1項に規定する者を一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(参加のための条件)</p> <p><u>第3条の2 契約担当役(国立大学法人東京農工大学会計規則(以下「会計規則」という。)第4条に規定する契約担当役をいう。以下同じ。)は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</u></p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 契約担当役は、その事務につきこの規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるときは、契約規程第6条第1項に規定する者を一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(技術仕様)</p> <p><u>第8条の2 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。</u></p>	

<p>(新設)</p>	<p><u>(1)契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</u></p> <p><u>(2)客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</u></p> <p>2 <u>契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。</u></p> <p><u>(落札)</u></p> <p><u>第9条の2 契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。</u></p>	
-------------	--	--

附 則(平成31年2月1日規程第43号)

- 1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる平成31年2月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。